

この条例は、公布の日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合行政不服審査条例

（平成二十八年六月二十七日
条例第五号）

（趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定に基づき設置する蒲郡市幸田町衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 審査会の組織その他法令で定める不服申立てに関する必要な事項は、蒲郡市行政不服審査条例（平成二十八年蒲郡市条例第八号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

（読み替規定）

第三条 蒲郡市条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則